兵庫県公報

令和７年11月18日　火曜日　　第 670 号

発　行　人
兵　庫　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）…… 1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）…… 1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…… 2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…… 2
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）…… 2
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4

公　　告

○ 落札者等の公示（県立農林水産技術総合センター）…… 5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 5
○ 建築士法による二級建築士免許の取消し（建築指導課）…… 6
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）…… 7
○ 同　　上（淡路県民局）…… 7

病院局公告

○ 兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者及びテレビ付き床頭台運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施 …… 7

正　　誤

○ 令和７年11月７日付け兵庫県公報第667号中 …… 10
○ 令和７年９月30日付け兵庫県公報第656号中 …… 10

告　　示

兵庫県告示第1017号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第２項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　変更事項
　組合の地区
　次の地区を追加する。
　神奈川県川崎市
２　認可年月日
　令和７年11月４日

兵庫県告示第1018号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　指定を解除する区域

令和４年２月８日兵庫県告示第161号により指定した区域（伊丹市南町二丁目31番１、31番２及び33番１の各一部）の一部

２　特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

３　汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

兵庫県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和７年11月18日から供用を開始する。

その関係図面は、令和７年11月18日から２週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 福岡出合線	美方郡香美町村岡区大野字清谷301番１から 同　郡同　町村岡区大野字ホイダ343番１まで	旧	6.0から 22.0まで	86.0	
		新	6.0から 26.0まで	86.0	

兵庫県告示第1020号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
惣持(2)	丹波市		青垣町惣持	ヤスカイ	80番の一部、80番１の一部、81番、82番の一部、83番の一部、1027番１
				下地	104番、104番３の一部、105番、105番２、108番、109番２、112番１の一部、113番、113番１、113番２の一部、113番３、114番の一部、115番の一部、112番１地先の道路敷の一部
				大サコ	1027番の一部、1028番、1029番、1030番から1032番までの各一部

兵庫県告示第1021号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町広石下856

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
惣乙加市田主	洲本市五色町広石下880

３　指定する理由

洲本市五色町広石地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1022号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鳥飼中647

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
高丸田主	洲本市五色町鳥飼中585

３　指定する理由

洲本市五色町鳥飼地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1023号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

南あわじ市広田広田966－１

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
大谷池田主	南あわじ市広田広田645

３　指定する理由

南あわじ市広田地域内初尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1024号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

南あわじ市八木寺内359－１

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
寺内土地改良区	南あわじ市八木寺内1342

３　指定する理由

南あわじ市八木寺内地域内三原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1025号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

淡路市生田大坪

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
株式会社大坪営農	淡路市生田大坪139－１

３　指定する理由

淡路市生田大坪地域内大坪川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1026号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

淡路市佐野

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
谷子池田主	淡路市佐野1498－３

３　指定する理由

淡路市佐野地域内西川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1027号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和７年11月18日

淡路県民局長　川　井　史　彦

１　指定する貯水施設の所在地

淡路市尾崎北代

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称	住　　所
北代田主	淡路市尾崎868

３　指定する理由
淡路市尾崎地域内大平川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公　　告

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和７年11月18日

契約担当者
県立農林水産技術総合センター　所長　菅　村　哲　也

１　落札に係る工事の名称
漁業調査船「たじま」第４回中間検査修繕整備工事
２　契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター　美方郡香美町香住区境1126－５
３　落札者を決定した日
令和７年10月30日
４　落札者の名称及び住所
サンセイ株式会社下関工場　山口県下関市彦島本村町３丁目５番１号
５　落札金額
127,600,000円（税込）
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　入札公告をした日
令和７年９月19日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　ホームセンターコーナン西宮今津２号館店
所在地　西宮市今津出在家町55番１ほか
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目３番２号	今　枝　哲　郎

３　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
⑴　変更前

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目３番２号	橋　　正　喜

⑵　変更後

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目３番２号	今　枝　哲　郎

４　変更年月日
　令和７年６月25日
５　届出年月日
　令和７年10月31日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
　兵庫県まちづくり部都市計画課
⑵　縦覧期間
　令和７年11月18日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限
　令和８年３月18日
⑵　提出先
　兵庫県まちづくり部都市計画課
　〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

建築士法による二級建築士免許の取消し

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第９条第１項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第３項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第６条の２の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　免許の取消しをした年月日
　令和７年11月５日
２　免許の取消しを受けた建築士の氏名
⑴　酒　井　建
ア　建築士の別
　二級建築士
イ　登録番号
　兵庫県知事登録第柏原145号
ウ　免許の取消しの理由
　法第９条第１項第２号に該当するため。
⑵　森　貞　孝　幸
ア　建築士の別
　二級建築士
イ　登録番号
　兵庫県知事登録第阪神１号
ウ　免許の取消しの理由
　法第９条第１項第２号に該当するため。
⑶　村　上　倫　英
ア　建築士の別
　二級建築士

イ　登録番号
　兵庫県知事登録第社673号
ウ　免許の取消しの理由
　法第９条第１項第２号に該当するため。

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　川辺郡猪名川町北田原字宮ノ前311番１、311番２、311番７、311番８、312番、312番11
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　宝塚市中山桜台７丁目２番２号
　株式会社A.C.I.　代表取締役　久　保　龍一郎
３　許可年月日及び許可番号
　令和７年10月16日
　兵庫県指令建指第１－１号（７猪名川）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和７年11月18日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　南あわじ市阿万東町字汐崎1643番２の一部、1643番５の一部
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　大阪市西区南堀江一丁目14番26号
　株式会社バルニバービ　代表取締役　佐　藤　裕　久
３　許可年月日及び許可番号
　令和７年３月17日
　兵庫県指令淡路（洲土）（建）第１－５号（６南あわじ）

病　院　局　公　告

兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者及びテレビ付き床頭台運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。

令和７年11月18日

兵庫県病院事業契約担当者
兵庫県病院事業管理者　杉　村　和　朗

１　公募内容
⑴　件名
　兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者及びテレビ付き床頭台運営事業者の選定
⑵　概要
　県立リハビリテーション中央病院の一部について行政財産使用許可を受け、売店等及びテレビ付き床頭台を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。
⑶　応募要項
　別途配布する「県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者募集要項」、「県立リハビリテーショ

ン中央病院テレビ付き床頭台運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

⑷　行政財産の使用許可を行う場所

県立リハビリテーション中央病院　神戸市西区曙町1070

⑸　行政財産の使用許可期間

令和８年４月１日（水）から令和11年３月31日（水）までとする。

尚、許可期間内に売店等の運営に特段の問題を生じず、かつ、本病院が使用許可の継続を希望する場合には、当初の許可条件を変更しないことを前提として、当初の許可要件を変更しないことを前提に、令和14年３月31日（水）を限度として、同一期間の使用許可の延長を求めることができる。

⑹　行政財産の使用許可

ア　最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規定第19号）別表第１に定める使用料

イ　価格提案に係る使用料

売店等の売上見込額に一定の割合を乗じた額

２　応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

⑴　応募者の構成

応募者は、１者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより応募する場合には、グループの代表者を定めるものとする。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

⑵　事業実績のある者

ア　売店等運営事業者

食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、本病院の売店と同等以上の小売店舗を過去１年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

また、本病院のコインランドリーと同等以上の事業を過去１年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

イ　テレビ付き床頭台運営事業者

本病院の貸しテレビ（又はテレビ付き床頭台）と同等以上の事業を過去１年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

⑶　許認可等の取得者

業務に当たり、関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

⑷　欠格要件のない者

次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　本業務に係る告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者

イ　成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ　国税及び県税を滞納している者

エ　公募開始日前日までの１年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者

オ　兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団又は第３号に規定する暴力団員に該当する者

カ　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第２条）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

キ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされている者

３　参加手続

⑴　事務局

〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県病院局経営課経営班
電話　078-341-7711（代表）

⑵　募集要項の配布

ア　配布期間

令和７年11月18日（火）から同年12月１日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　配布場所

〒651-2181　兵庫県神戸市西区曙町1070
兵庫県立リハビリテーション中央病院　総務部経理課
電話　078-927-2727
ＦＡＸ　078-925-9203

⑶　参加申込書

ア　提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参により提出とする。

イ　受付期間

令和７年11月18日（火）から同年12月２日（火）まで（県の休日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　提出場所

上記(2)イに同じ。

⑷　質問及び回答

ア　質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、FAX又は郵送とする。

イ　受付期間

令和７年11月19日（水）から同年12月１日（月）まで（県の休日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

郵送の場合は、令和７年12月１日（月）必着とする。

ウ　回答方法

令和７年12月２日（火）から同月４日（木）まで（県の休日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ　質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(2)イに同じ。

⑸　企画提案書

ア　提出方法

持参とする。

イ　受付期間

令和７年12月２日（火）から同月８日（月）まで（県の休日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　提出場所

上記(2)イに同じ。

エ　提出書類

⑺　企画提案書

⑻　その他、募集要項に定めるもの

４　当選者の選定、決定及び通知の方法

⑴　選定方法

選定は、本病院に設置する審査委員会において行う。

⑵　決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

⑶　当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

⑷　当選後の取扱い

当選者は、県立リハビリテーション中央病院の指定場所における売店等運営、テレビ付き床頭台運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

５　その他

⑴　留意事項

ア　提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ　提出書類は、非公開とする。

ウ　提出書類は、返却しない。

エ　提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ　提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ　原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

⑵　参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

⑶　その他

詳細は、募集要項による。

正　　誤

○令和７年11月７日付け（兵庫県公報第667号）

(ページ)	(行)		
1	下から32	(誤)	○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）……　5
		(正)	○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）……　5

○令和７年９月30日付け（兵庫県公報第656号）

兵庫県告示第915号（平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から22	法第118条第３号	第118条第３項
7	下から22	法第118条第１項	第118条第１項
7	下から22	法第114条第３項	法第114条第３号